

# 教育委員会臨時会議事日程

令和2年6月22日（月）午前10時00分

- 1 会議録の承認
- 2 一般報告・その他報告事項  
新型コロナウイルス感染症への対応について  
「横浜市における GIGA スクール構想の方向性」について  
学校運営協議会の設置等について  
『いじめ重大事態に関する再発防止策』令和元年度の取組状況について
- 3 審議案件  
教委第15号議案 本市所有の建物における屋根材の飛散による物損事故に係る  
損害賠償額の決定に関する意見の申出について  
教委第16号議案 教職員の人事について  
教委第17号議案 審査請求に関する教育長臨時代理について
- 4 報告案件  
教委報第6号 令和2年度歳入歳出予算案（6月補正）に関する意見の申出に係る  
臨時代理報告について
- 5 その他

令和2年6月22日

## 教育委員会臨時会 一般報告

### 1 市会関係

### 2 市教委関係

#### (1) 主な会議等

#### (2) 報告事項

- 新型コロナウイルス感染症への対応について
- 「横浜市におけるGIGAスクール構想の方向性」について
- 学校運営協議会の設置等について
- 『いじめ重大事態に関する再発防止策』令和元年度の取組状況について

### 3 その他

学 校 長  
校長代理

教 育 長

## 段階的な教育活動における第二期への移行について（通知）

「横浜市立学校の教育活動の再開に関するガイドライン」（令和2年5月26日版。以下、「ガイドライン」という。）に基づき、6月1日から段階的に教育活動を再開しているところですが、各学校での分散登校や時差通学等の工夫により、大きな混乱が生じることなく、第一期を終えることができました。

また、学校再開後、児童生徒や教職員に感染者が生じていないことや、6月11日時点で市内、県内における新規陽性者数が、再開前と比較して収まりつつある状況から（別紙参照）、ガイドラインに基づき、次のとおり第二期へ移行することとします。

各学校では、移行に伴う準備を進めていただくとともに、保護者等への周知についてご配慮いただくようお願いします。

なお、週末の感染状況等により、取扱いが変更になる場合があります。その場合は、改めて通知します。

### 1 第二期への移行【ガイドライン再掲】

#### (1) 期間

6月15日（月）から30日（火）まで

#### (2) 概要

ア 小学校、中学校、義務教育学校

小学校は給食なし、学級での半日程度の短時間授業

中学校は昼食あり、学級での全日での授業の開始

イ 高等学校、附属中学校

時差通学を継続したうえで、通常学級での授業

昼食の開始

（部活動、特設クラブ等を行わない）

※ 特別支援学校においては上記に関わらず、各学校の実情を踏まえた移行とします。

（裏面あり）

## 2 昼食について

中学校の昼食（ハマ弁を含む）は、学校ごとの昼食設定に応じて、6月15日以降開始とします。

なお、小学校の給食は、現時点ではガイドラインのとおり、第3期（7月1日）からの開始とします。

## 3 子どもの居場所確保について【ガイドライン再掲】

放課後キッズクラブ（利用区分2のみ）・放課後児童クラブを利用する児童は、12時以降はそれぞれの放課後事業所を利用します。ただし、上記を利用しておらず、保護者の就業やその他の事情で家庭での対応が困難な児童については、家庭からの相談に応じ、14時30分までを目途に居場所を確保するようお願いします。

## 4 長期休業期間等について【ガイドライン抜粋】

これまでの休業を踏まえ、児童生徒の学習状況を把握し、必要な措置を講じるための時間を確保すべく、夏季休業を8月3日から8月16日まで、冬季休業を12月27日から1月5日まで、学年末休業を3月27日から3月31日までとする方向で検討を行っています。

今後、取扱いが変更になる可能性があります。あくまでも「予定」という趣旨を踏まえたうえで、保護者等への周知にご配慮をお願いします。

本通知と併せて、「横浜市立学校の教育活動の再開に関するガイドライン」の一部改訂を行います。本通知に資料として表紙及び改訂該当ページを添付しておりますので、ガイドライン巻末に加えていただくようお願いします。

### 担 当

（本通知に関すること） 小中学校企画課  
671-3265

（昼食に関すること） 健康教育課  
671-4136

- 第二期への移行に際してのお問合せは、ガイドラインの該当項目により、第一章に記載されている所管部署へお願いします。

## 図書館の段階的なサービスの再開について

図書館は、4月11日（土）から5月26日（火）まで臨時休館していましたが、国の緊急事態宣言が解除されたことを受けて、5月27日（水）から予約の本の受け取り、6月10日（水）からは、閲覧フロアへの立ち入りを再開し、市民が自由に本棚から本を選び借りていただけるようになりました。さらに6月24日（水）からは、座席、新刊雑誌、新聞の利用が可能となります。

図書館は、感染防止対策を講じながら、平常時に向けて段階的にサービスを戻してまいります。

### 【市立図書館の予約冊数の一日平均】

※ 臨時休館の前後とも、予約冊数は前年同時期より増加しています。

(単位：冊)

令和2年3～6月 (4/11-6/1は予約受付を休止)	3月2日～ 31日	4月1日～ 10日	5月27日～ 6月1日	6月2日～9日 (6/2～予約受付再開)	6月10日～15日 (閲覧フロア入室開始)
	11,445	12,589	受付休止	18,362※	10,433
平成31年3～6月 (同時期平均)	(3/4～4/2)	(4/3～4/12)	(5/29～6/3)	(6/4～6/11)	(6/12～6/17)
	8,522	8,494	8,688	8,652	8,636

※6月2日（火）9時30分の新規予約受付再開時には、インターネット蔵書検索ページへのアクセスが集中し、2時間ほどつながりにくい状況が続きました。普段の一日あたりの予約数は8千件程度のところ、6月2日は全館で58,150件に達し、約7.2倍の水準となりました。新規予約の再開が、多くの利用者に待たれていた結果であると、図書館では受け止めています。

### 【参考：休館からサービス再開に至る経緯】

#### ○3月2日から4月10日：サービスを一部（予約した本の受け取りのみ）に制限

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、閲覧フロアへの立ち入りを禁止し、予約した図書の貸出、図書の返却、予約の受付などの一部サービスに限定。

#### ○4月11日から：国の緊急事態宣言を受けて、全館臨時休館

閲覧フロアへの立ち入りの禁止に加え、予約サービス（予約した本の貸出及び予約の受付）も休止

#### ○5月27日から：国の緊急事態宣言解除を受けて、一部のサービス（予約した本の貸出）を再開

予約した図書の貸出を再開。閲覧フロアへの立ち入りは禁止、新規の予約の受付も休止。

#### ○6月2日から：新たな予約の受付を再開

予約した図書の貸出に加え、新規の予約の受付を再開。なお閲覧フロアへの立ち入りは禁止のまま。

#### ○6月10日から：閲覧フロアへの立ち入りを再開

予約した図書の貸出、新規の予約の受付に加え、閲覧フロアへの立ち入りを再開。滞在時間は30分程度とし、新刊雑誌・新聞、座席の利用は休止。

#### ○6月24日から：座席、新聞・新刊雑誌の利用を再開

予約した図書の貸出、新規の予約の受付、閲覧フロアへの立ち入りに加え、3密を避ける措置を講じた座席の利用、新聞・新刊雑誌の利用を再開。イベントは引き続き休止。

#### ○今後の方向性：各種講座・イベントの開催、座席制限利用の緩和

新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえながら、3密を避ける措置を講じたうえで、イベントの利用等を開始します。

## 「横浜市におけるGIGAスクール構想の方向性」について【概要】

横浜市では、「第3期横浜市教育振興基本計画」に基づき、これまでICT環境の整備等を計画的に進めてきましたが、国から補正予算が示され、「1人1台端末」を令和2年度中に整備することになりました。

こうした動きを踏まえ、教育委員会事務局では庁内にプロジェクトを設置するとともに、有識者等による懇談会での意見等も頂きながら、端末の選定やLAN整備、端末の活用方法等を盛り込んだ「横浜市におけるGIGAスクール構想の方向性」を策定しました。

### 1 ICT環境の整備について

#### (1) 端末の整備

令和2年度中に、市立学校（小学校・中学校・特別支援学校（小・中学部））に在籍する児童生徒及び教職員に「1人1台」の端末の整備を進めます。

なお、高等学校及び特別支援学校高等部については、個人所有の端末を持ち込むBYOD（Bring Your Own Device）が前提ですが、端末を持っていない生徒へは教室での貸出などの対応について検討します。

#### (2) 校内LAN等の整備

端末の導入に合わせ、普通教室、特別教室（図書室、理科室、体育館など）及び職員室において校内LANの整備を進めるとともに、学校とインターネットなどを接続する教育用ネットワークについても、令和2年度中に高速化を図ります。

また、端末の充電や保管のための「電源キャビネット（充電保管庫）」の調達や、就学援助制度対象等の家庭を対象にモバイルルータの貸与を進めます。

### 2 端末の選定について

国が指定している3つのPC・タブレット（①Microsoft Windows、②Google Chrome、③Apple iPad）について、ハードウェア的視点や教育的視点に基づき評価するとともに、教育現場や有識者等の意見を踏まえて、次の表のとおり、学校種ごとに選定しました。

(表) 主な選定理由等

学校種	選定機種	主な選定理由・有識者の意見等
小学校	iPad	・カメラ機能が充実し直感的で誰にでも使いやすい。 ・屋外などインターネットに接続しない状態でも使用可能。 ・市内学校での活用実績が豊富。 ・家庭に持ち帰った際に接続しやすい。
中学校	Google Chrome	・起動が速く、クラウドサービスとの親和性が高い。 ・複数のWeb情報を表示して信ぴょう性を判断する学習が可能。 ・家庭に持ち帰った際に接続しやすい。
高等学校	Google Chrome	・中学校からの連続性を踏まえ、中学校と同機種。
特別支援学校 (小・中 学部)	iPad	・児童生徒に合わせた視覚、聴覚、身体機能、学習及び読み書き等をサポートする機能を内蔵。 ・市内学校での活用実績が豊富。 *高等部は個々の障害状況や卒業後の進路等を勘案して検討。

### 3 端末を活用した取組

ICT環境整備というハード面だけではなく、端末をどのように活用していくかが重要です。活用という視点からは、「学びの改革」、「心とからだのケア」、「学校と家庭との連絡調整」などに取り組むことが考えられます。

取組のイメージは次のとおりですが、引き続き、様々なご意見をいただきながら検討していきます。

#### <「学びの改革」の取組イメージ>

- ・デジタル教科書・教材の活用
- ・プログラミング教育による情報活用能力の育成
- ・入院時学習支援における遠隔教育
- ・学んだことや行動の記録を蓄積し内省に活用
- ・学校と家庭等での学びの連続化（不登校児童生徒や支援が必要な児童生徒の学校外での学び、臨時休業時の学びを保障） など

#### <「心と身体のケア」の取組イメージ>

- ・子どもの心の様子（日記の記入、ふりかえり）の把握・教育相談
- ・毎朝（下校時）の健康チェック
- ・メール等による緊急時のSOS発信
- ・自宅からオンラインでの生活相談・教育相談の申込 など

#### <「学校と家庭との連絡調整」の取組イメージ>

- ・保護者から学校への欠席連絡
- ・アンケート集計や学級だより等のお知らせのデジタル化
- ・自然災害や感染症対策等における教育委員会等からの迅速な情報提供 など

#### 4 1人1アカウントの配付及びクラウドサービスの活用

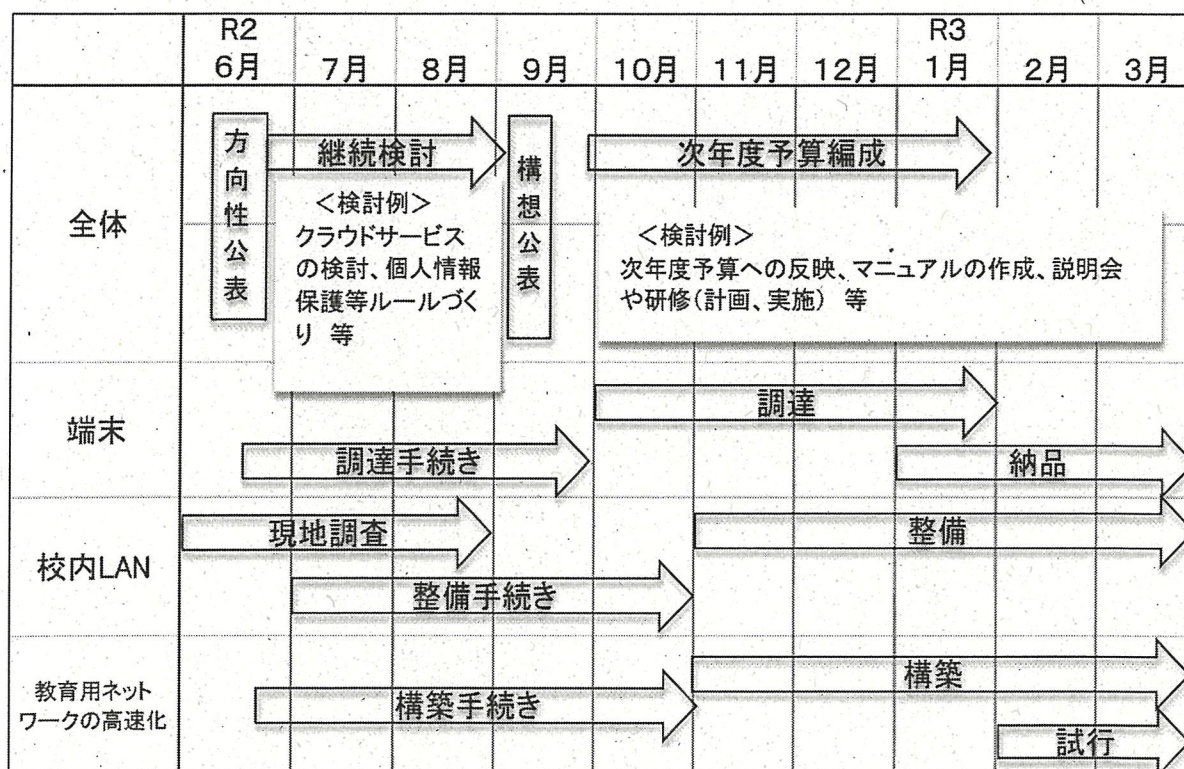
今後は、様々な取組を実現するため、適したクラウドサービスを活用し、更なる教育環境を充実させていきます。既に、様々なクラウドサービスがあり、他都市における活用事例、学校現場での試行<sup>1</sup>等を踏まえ、今後活用するクラウドサービスの検討を進め、年内を目途に1人1アカウントを配付します。

#### 5 今後、検討が必要な項目

端末の発注や校内LAN整備などを進めるとともに、個人情報保護や情報セキュリティなどの法的事項の整理のほか、ICTに精通した人材の配置や、現場で実際に活用する教員の研修の充実等について検討を進めます。

#### 6 スケジュール

引き続き検討を進め、令和2年9月を目途に「横浜市におけるGIGAスクール構想」として、公表します。



<sup>1</sup> Google が提供する教育機関向けのクラウド型グループウェア「G Suite for Education」や、株式会社LoiLo（横浜市中区）が提供する授業向け支援アプリ「ロイロノート・スクール」など、既に全国他都市で実績のあるクラウドサービスを活用し、試行。



## 学校運営協議会の設置等について

学校運営協議会とは、地域、保護者の方と学校が目標を共有して、一定の権限と責任をもって学校運営に参画する仕組みです。また、学校運営協議会と地域学校協働本部が一体となって横浜の子どもたちを育てていくことを目指して、令和4年度末までに全校に設置する予定です。

令和元年度7月、10月、令和2年度4月の学校運営協議会の設置状況と、令和元年度の実施報告を踏まえた今年度の取組を報告いたします。

### 1 学校運営協議会新規設置校

令和元年7月1日付の新規設置 6校、6協議会 累計 216校、177協議会

学校運営協議会名	
1 並木第一小学校	4 さつきが丘小学校
2 谷本小学校	5 矢部小学校
3 つつじが丘小学校	6 泉が丘中学校

新規設置校内訳 小学校5校 中学校1校

令和元年10月1日付の新規設置 7校、7協議会 累計 223校、184協議会

学校運営協議会名	
1 馬場小学校	5 倉田小学校
2 みなとみらい本町小学校	6 笠間小学校
3 仏向小学校	7 新石川小学校
4 港南台第二小学校	

新規設置校内訳 小学校7校

令和2年4月1日付の新規設置 34校、39校、25協議会 累計 255校、203協議会

学校運営協議会名		斜体下線は既に単独で設置していた学校
1 鶴見中学校	14 あざみ野第一小学校	
2 新鶴見小学校	15 境木中学校ブロック (境木中、境木小、 <u>権太坂小</u> )	
3 子安小学校	16 深谷小学校	
4 盲特別支援学校	17 秋葉中学校ブロック (秋葉中、秋葉小)	
5 本町小学校	18 戸塚中学校	
6 藤の木中学校ブロック ( <u>藤の木中</u> 、藤の木小)	19 深谷中学校	
7 蒔田中学校ブロック (蒔田中、南太田小、蒔田小)	20 飯島中学校ブロック (飯島中、 <u>飯島小</u> )	
8 別所小学校	21 小菅ヶ谷小学校	
9 南が丘中学校	22 本郷特別支援学校	
10 日限山中学校ブロック (日限山中、日限山小、南舞岡小)	23 いずみ野中学校	
11 上菅田笹の丘小学校	24 中和田中学校	
12 滝頭小学校	25 瀬谷中学校ブロック (瀬谷中、 <u>瀬谷小</u> 、大門小、上瀬谷小)	
13 市ヶ尾中学校ブロック ( <u>市ヶ尾中</u> 、東市ヶ尾小、荏田西小)		

新規設置校内訳 小学校20校、中学校12校、特別支援学校2校  
小学校23校、中学校14校

#### 【参考】設置目標と実績(累計校数)

	H30年度末	R元年度末	R2年度末	R3年度末	R4年度末
設置目標	223	295	375	中期4か年計画 458	教育振興基本計画 509(全校)
実績	184	223	255 (4月1日現在)		

令和3年度末までの数は  
中期4か年計画、  
令和4年度末の数は  
第3期教育振興基本計画の  
想定事業量より

## 2 各協議会からの成果の報告

「令和元年度学校運営協議会実施報告」より

成果	主な内容
連携・協働の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の力により学校の課題が解決した。</li> <li>・地域と学校が互いの課題をカバーし合い双方の課題が解決し、地域側にもメリットがあった。</li> </ul>
学校の運営改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>・授業参観や地域住民参加の研修会で学校理解が深まり、学校の運営改善につながった。</li> <li>・協議会にグループディスカッションやワークショップを採り入れ協議会自体の充実が図られた。</li> </ul>
児童生徒の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒と地域住民との関わりを増やし良い関係性が生まれ、地域での健全育成につながった。</li> <li>・ボランティアや地域行事への参加者が多くなった。</li> </ul>
学校関係者評価の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校関係者評価の活用で教育活動の見直しや課題解決が実現した。</li> <li>・教職員の仕事に対する意欲の向上につながった。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校運営協議会に多くの教職員が参加し、協議会委員と直接意見交換をして、教職員の地域理解が進んだ。</li> </ul>

## 3 各協議会の今後の取組予定

「令和元年度学校運営協議会実施報告」より

取組予定	主な内容
連携・協働の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危機管理支援活動（見守り、通学路の安全点検、校内巡回など）の充実を図る。</li> <li>・学校や学校運営協議会の情報発信を充実させ、地域や保護者への周知を進める。</li> </ul>
学校の運営改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中期学校経営方針「重点取組分野」の実績を報告し、改善に向けた意見をもらう。</li> <li>・学校運営協議会委員と教職員の情報交換や意見交換をさらに活発にする。</li> </ul>
児童生徒の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目指す子ども像の実現や課題の克服を目指す。</li> <li>・プログラミング教育、外国語教育、自分づくり教育などの質の向上をめざす。</li> </ul>
学校関係者評価の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・評価者が教育活動を理解できるように、学校から積極的に情報発信等の工夫をする。</li> <li>・ブロックとしての学校評価をもとに、課題の改善に努める。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・より多くの職員が学校運営協議会に出席したり、委員がより意欲的に参加したりできるように、限られた時間を有効に使い充実した内容にすることを旨とする。</li> </ul>

## 4 教育委員会事務局の取組（「令和元年度学校運営協議会実施報告」を受けて）

学校運営協議会の設置校の8割以上が、「地域との連携・協働」「学校の運営改善」「児童生徒の育成」に成果があったと回答している。

設置校がより良い成果をあげたり、未設置校が設置を推進したりするために、教育委員会事務局は次の2点に取り組む。

○設置校への取組…「学校運営協議会のさらなる充実のために」

例) ・学校運営協議会のPDCAサイクルの推進

(学校運営協議会の意義や振り返り等の再確認を促す)

・委員の意識の更なる向上を促す

(委員研修会等各種研修会やホームページの紹介、広報誌「架け橋」の発行等)

○未設置校への取組…「学校運営協議会の理解者を増やすために」

例) ・学校運営協議会の意義の周知

(各種会議での説明、研修会やeラーニングの開催、広報誌「架け橋」の発行等)

・教職員育成課との連携

(育成課所管の人材育成研修会の中での研修実施)

・学校への働きかけ、相談体制の充実

(電話相談、訪問相談等)

# 『いじめ重大事態に関する再発防止策』令和元年度の取組状況について

平成29年3月に公表した「いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会報告書」(以下「再発防止策」)に掲げる8項目34の取組(別紙1)について、横浜市いじめ防止基本方針(別紙2)の徹底(防止策:6-②)を図り、学校と教育委員会事務局が一体となって進めています。「学校の取組」、「教育委員会事務局の取組」の2つの視点で令和元年度の取組状況を報告します。

## ～令和元年度の取組状況～

### 1 学校の取組

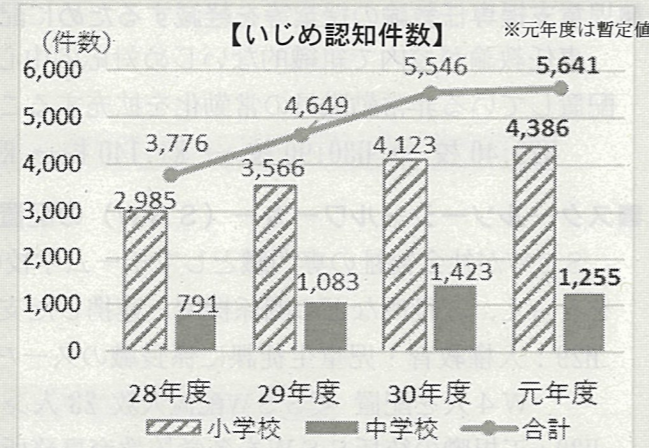
#### ① 「学校いじめ防止対策委員会」による組織対応の徹底

(防止策:2-③・⑤・⑥・⑦、3-①・②、6-④、7-①・②、8-③/方針:第2章2・3、第3章1・2・3、第4章1)

元年度のいじめ認知件数(暫定値)は、5,641件と前年度に比べ微増傾向(昨年と比べると1.7%増加)です。いじめの早期発見に向け、さらに「学校いじめ防止対策委員会」による積極的な認知に努めていきます。

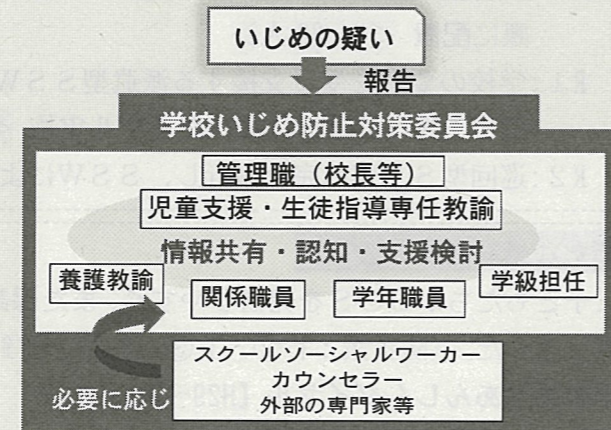
管理職と複数の教職員で構成する「学校いじめ防止対策委員会」は毎月1回以上の開催を徹底し、いじめの認知、対応方針の決定、解決に向けて学校での組織的な対応に努めています。また、認知した事案に対し、適切な支援・指導を行うことにより、早期解決につながるよう組織的対応の強化に取り組んでいきます。

いじめ重大事態調査については、元年度は調査報告がまとまった5件について、公表ガイドラインに基づきHP等で調査結果を公表しました。



#### 【学校いじめ防止対策委員会の開催状況】(単位:校)

	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	特別支援学校
月1回	280	68	2	9	11
月2~3回	32	34	0	0	2
週1回以上	28	44	0	0	0
計	340	146	2	9	13



#### ② いじめ再発防止のための教職員研修の実施

(防止策:1-③・⑤、2-①・②・④、6-③、8-①/方針:第2章3、第3章3)

各学校での組織対応の中心となる校長や児童支援・生徒指導専任教諭に対して、いじめ重大事態の調査結果(公表版)を活用し各学校での校内研修、取組の点検へつなげました。

また、福島県へ教員を派遣し、震災後の学校や福島県の放射線教育について研修を実施し、学校において、研修での経験を生かした道徳の授業や学級活動、人権研修等を行いました。

#### いじめ再発防止

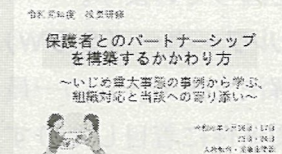
- ・校長への研修(5月)重大事態の事例に学ぶ～寄り添いから信頼へ～
- ・区校長会にて、実情からテーマを決定し、いじめに関する研修を実施(2回)
- ・児童支援・生徒指導専任教諭への研修(毎月実施)  
いじめの定義、組織体制・対応の流れ、教育相談体制、地域や関係機関との連携、ネットいじめの現状と対策

#### いじめ重大事態の調査結果(公表版)の活用

- ・調査結果を踏まえた学校の取組の再点検

#### 放射線・被災地理解

- ・福島県での教員派遣研修(6月77人、富岡町立小中学校、三春校・富岡校)
- ・派遣研修の実践報告(1月)



#### 校内研修



#### ③ 子ども主体のいじめ未然防止の取組 (防止策:1-①、4-①、8-③/方針:第2章1・3、第3章3)

##### ■横浜子ども会議

横浜子ども会議では「だれにとっても居心地のよい学校づくり」をテーマに、子どもたちが主体となり、各学校と中学校ブロックで年間を通して話し合いと具体的な取組を進めました。



8月の「横浜子ども会議」区交流会では、区内の全市立学校が参加し、中学校ブロックごとの話し合いや年間の取組について、実践発表を行いました。

##### 市ヶ尾中学校の取組～STOP!! その言動『希望ある未来へ』～

- ・中学生を中心に、区役所、高校生、地域のサポーターの方と「いじめ」を未然防止するための取組について検討
- ・「嫌な気持ちになる言動」は、人によって違うこと、相手の立場や気持ちになって行動することの大切さについて、小学生に「いじめ防止プログラム」を通して発信《12月いじめ防止市民フォーラムにて取組発表》



##### ■子どもの社会的スキル横浜プログラム(Y-P)の活用推進

Y-Pは、児童生徒の自己肯定感を育み、子どもたち自身がいじめの起こりにくい学校風土づくりを進めることを目的としています。

##### ・指導者養成研修の実施(参加者80人)

学校や区でのY-Pの研修や活用を推進する教員を養成するため、アセスメントと指導プログラムの2本の研修講座を開始し、各校での実践をもとにしたグループワークなど、より実践的な活用につなげるよう学びを深めました。



##### ・実践推進校の設置(小学校4校・中学校4校)

深い児童生徒理解のためにアセスメントを行い、個や集団の状況を把握し、複数の教職員で支援検討会を組織的・計画的に実施することを通して、子どもたちへの具体的な支援や学級づくりに結びつけています。(R2:小学校6校・中学校5校)

##### ・12月の全市一斉授業研究会にて授業公開

授業の中で、Y-Pの考え方と方法を生かし、どの子も見通しを持てるよう「授業のねらい」と「流れ」を明確にし、1人で考える場面やグループで意見を聞き合う場面、全員で共有する場面を授業の中に組み込むことで、子どもの自尊感情を高める授業を展開しました。



## 2 教育委員会事務局の取組

### ① 学校教育事務所による保護者や学校への積極的支援

(防止策：4-①・④、5-①・③・④・⑤ /方針：第2章3)

#### ■指導主事による支援

学校が認知したいじめ事案に対し、指導主事による学校訪問や課題解決支援チームの派遣などにより、学校の組織的対応を支援しています。また、電話・面談等により保護者への支援を行い、いじめの早期解決を図っています。

#### ■スクールソーシャルワーカー（SSW）による支援

SSWは課題解決支援チームの一員として、保護者の心情に寄り添い、そのニーズを代弁したり、当事者間の関係性に着目したりすることで課題整理を行い、福祉的な側面から解決に向けた支援や再発等の防止を図っています。元年度は、学校向けSSW活用ガイドと、活用事例集を全校に配付し、役割の周知に努めました。

#### ※ 課題解決支援チームの構成

：指導主事（学校担当、課題別担当）、SSW、学校支援員  
必要に応じ、心理学、教育学等の専門家

#### 【いじめに関する検討・相談数】 元年度実績

学校への直接支援回数	457回
意思決定のためのケース・カンファレンス実施回数	378回
電話による保護者等対応回数	449回
保護者との面談回数	232回

#### 【学校担当指導主事とSSWによる支援例】

いじめで登校できなくなった生徒の家族が学校の対応に不満を訴えた。生徒と保護者が学校との関わりを拒んだため、学校は学校教育事務所に相談した。学校を担当する指導主事がSSWとともに生徒と保護者の面談を行い、学校に対して事案の整理と調査を求めた。また生徒と保護者の窓口をSSWにすることで学校と保護者の関係改善を図った。学校担当指導主事の学校への積極的な介入により保護者は学校と対話の場面に臨めるようになり、生徒は笑顔を取り戻し、登校を開始した。

#### ■法律の専門家による支援

法律的な視点からの解決が必要な場合には、積極的に弁護士による法律相談を活用しています。

### ② 学校では解決困難な事案に対する「緊急対応チーム」による支援

(防止策：4-①、5-②・④・⑥、6-① /方針：第2章3)

いじめの早期解決を図るため、課長、係長、指導主事（学校教育事務所兼務4人）、社会福祉職で構成する「緊急対応チーム」を教育委員会事務局（人権教育・児童生徒課）に設置しています。

学校だけでは解決困難な事案に対し、学校教育事務所と連携し、学校訪問や専門家を活用した支援により、事態の深刻化を防ぎ、早期解決を図ってきました。元年度に緊急対応チーム会議で支援の進捗管理を行った件数は53件で増加傾向（前年度45件）ですが、学校、学校教育事務所及び緊急対応チームの連携が進んだことにより、緊急対応チームの指導主事が直接学校を訪問した件数は33件で減少傾向（前年度48件）にあります。

緊急対応チーム会議に統括SSWが交替で参加し、福祉的な側面から意見を述べることで児童生徒や保護者理解を深めるとともに、具体的な支援方法や、リスク管理についても助言しています。

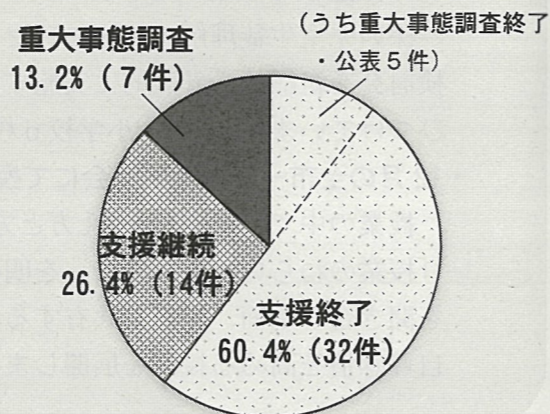
#### 【緊急対応チーム取扱件数】 元年度実績

取扱件数 (カンファレンス実施)	うち支援終了 ※1	学校訪問 ※2
53件	32件	33件 (延131回)

※1 緊急対応チームとしての支援が終了した案件

※2 学校訪問のうちSSW等の専門家同行12件 (延56回)

#### 【緊急対応チーム取扱件数（53件）の内訳】

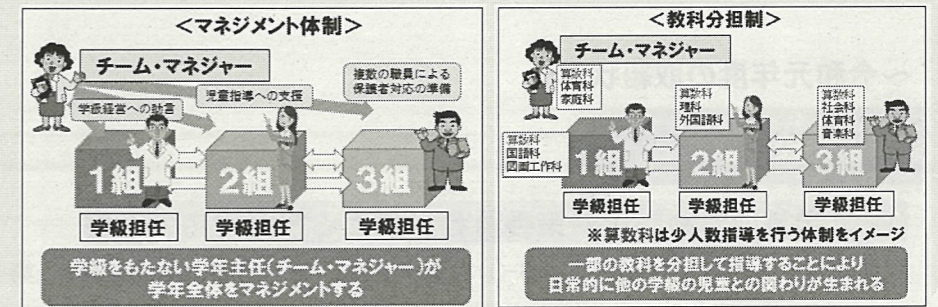


### ③ 小学校高学年における一部教科分担制の推進 (防止策：1-④ /方針：第2章3、第3章3)

「児童の学力向上」「児童の心の安定」「教員の負担軽減」をねらいとする一部教科分担制の導入による学年経営力強化の取組を32校で実施しました。推進校の教員を対象にしたアンケートからは、1人の児童に複数の教員が関わることから「児童の心の安定」につながるという成果も多く見られ、いじめの未然防止につながることが期待できます。

年度末にはこれまでの研究成果をまとめたサポートブックを作成し、市内全校に配付しました。

今年度もさらに推進校を拡大し、85校で引き続き効果検証を行っていきます。



#### ～着実な取組に向けて～

#### ＜人的配置の推移＞ (防止策：1-②、2-④、4-①・②・③・④ /方針：第2章3)

#### ■児童支援専任教諭の授業等を軽減するために配置されている非常勤職員の常勤化の拡充

専任教諭が校内で組織的ないじめ対応の中心的役割を担うことができる条件を整えるため、後補充で配置している非常勤職員の常勤化を拡充することで、いじめの早期発見・早期対応につながっています。

H29:40校 → H30:90校 → R1:140校 → R2:190校 (うち50校は市単独予算)

#### ■スクールソーシャルワーカー（SSW）の配置拡充

SSWが社会福祉の専門職としてチーム学校の一員となることで、学校は福祉的な側面からも児童生徒をとらえ、区役所などの関係機関と連携した支援を行っています。

H29：人権教育・児童生徒課に係長職のスーパーバイザー1人と学校教育事務所を兼務するチーフSSW4人を配置 <SSW配置人数 23人>

H30：正規職の統括SSWを各学校教育事務所に、高校・特別支援学校担当SSWを人権教育・児童生徒課に配置 <同 30人>

R1：学校の要請を受け支援する派遣型SSWから、定期的に中学校ブロックを巡回して支援する巡回型SSWへの移行に向けたモデル実施 <同 39人>

R2：巡回型SSWへ完全移行し、SSWによる定期的な学校訪問開始 (全小・中学校) <同 50人>

#### ＜新たな相談窓口の設置＞

子どもたちがSOSを発信しやすく、また保護者も含め、学校を経由せず相談しやすい窓口を新たに設置しました。(防止策：1-②、3-③、8-② /方針：第2章3)

#### ■学校生活あんしんダイヤル【H29～】

いじめの申し立て窓口を兼ねSSWが直接、相談対応。保護者からの相談のほか、児童生徒本人からの相談件数も増加 H29：182件 → H30：274件 → R1：340件

#### ■SNSいじめ相談@かながわ【H30～】

H30：県と協力し、約2週間、県内の中高生年代の生徒について、対象限定（抽出）で、無料通信アプリを活用した「SNSいじめ相談」を試行実施 <相談131人/対象約5.8万人>

R1：対象を拡大し、約4週間、県内全ての中学校、高等学校、義務教育学校、特別支援学校等で実施 <相談901人/対象約44万人>

R2：5月から年間通して、開設日数を週3日（長期休業明けは毎日）に拡大し、実施



## いじめ重大事態に関する再発防止策

再発防止策	
<b>1 児童生徒理解</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①児童生徒一人ひとりが受け入れられていると実感できる受容的な学級づくり</li> <li>②児童生徒がSOSを発信しやすい仕組みや環境づくり</li> <li>③児童生徒一人ひとりの心理や特性を見出す児童生徒理解の促進</li> <li>④児童一人ひとりを多面的にとらえるための組織体制の整備</li> <li>⑤発達の段階に応じた児童生徒指導の徹底</li> </ul>
<b>2 校内児童生徒支援体制の充実</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①放射線等に関する教育や被災地理解を進める教育の推進</li> <li>②道徳教育、人権教育の充実</li> <li>③課題解決に向けた組織的な対応力の向上</li> <li>④児童支援専任教諭の体制強化と育成</li> <li>⑤校長のマネジメント力強化と、児童支援・生徒指導専任教諭等の課題解決能力向上</li> <li>⑥学校内での組織的な情報共有・引き継ぎの徹底</li> <li>⑦「教育を受ける権利」を保障するための支援の確実な実施</li> </ul>
<b>3 保護者との関係構築</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①保護者との日常的なコミュニケーションを図る学校体制づくり</li> <li>②保護者からの相談への組織的な対応</li> <li>③学校外の相談窓口の効果的活用</li> </ul>
<b>4 関係機関との連携</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①関係機関（多機関）との連携強化</li> <li>②スクールソーシャルワーカーの体制強化</li> <li>③スクールソーシャルワーカーの人材育成</li> <li>④チームアプローチ体制の整備</li> </ul>
<b>5 教育委員会事務局の児童生徒支援体制のあり方</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①学校教育事務所による積極的支援</li> <li>②緊急対応チームによる支援</li> <li>③ケースカンファレンス等による組織的判断の確実な実施</li> <li>④迅速な専門家の派遣</li> <li>⑤専門相談との情報共有</li> <li>⑥いじめ事案の継続的な状況確認</li> </ul>
<b>6 いじめ調査方法のあり方</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①学校・学校教育事務所・教育委員会事務局の連携による重大事態調査の判断</li> <li>②「横浜市いじめ防止基本方針」の改正を踏まえた再発防止策の推進</li> <li>③研修・説明会による制度周知や事例検討による法の確実な運用</li> <li>④早期解決に向けた調査体制の拡充</li> </ul>
<b>7 調査結果の公表のあり方</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①調査結果公表における個人情報保護関係法令の順守</li> <li>②調査結果公表ガイドラインの作成</li> </ul>
<b>8 いじめの定義の理解</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①より効果的な研修の工夫</li> <li>②いじめの申し立て窓口の設置</li> <li>③保護者や地域に向けた学校の取組の発信</li> </ul>

## ○横浜市いじめ防止基本方針

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方	
1	いじめの定義
2	いじめの防止等の対策に関する基本理念
3	横浜市いじめ防止基本方針策定の目的
4	いじめ防止に向けた方針
第2章 いじめの防止等のために横浜市が実施する施策	
1	横浜市いじめ問題対策連絡協議会の設置
2	横浜市いじめ問題専門委員会の設置
3	教育委員会の取組
	(1) いじめの防止・早期発見に関すること
	(2) いじめの対応に関すること
	(3) 学校評価、学校運営改善の実施
4	市長部局の取組
5	いじめ防止対策の点検・見直し
第3章 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策	
1	学校いじめ防止基本方針策定への考え方
	(1) 策定意義
	(2) 内容
	(3) その他
2	学校の組織づくり
	(1) 未然防止
	(2) 早期発見・事案対処
	(3) 取組の検証
3	学校におけるいじめの防止等に関する取組の具体化
	(1) いじめの防止
	(2) 早期発見
	(3) いじめに対する措置
	(4) いじめの解消
	(5) 特に配慮が必要な児童生徒
	(6) 学校運営協議会等の活用
第4章 重大事態への対処	
1	重大事態の発生と調査
	(1) 重大事態の意味
	(2) 重大事態の判断
	(3) 重大事態の報告
	(4) 調査の趣旨及び調査主体
	(5) 調査を行うための組織
	(6) 事実関係を明確にするための調査の実施
	(7) その他留意事項
	(8) 調査結果の提供及び報告
2	調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置
	(1) 再調査
	(2) 再調査を行う機関の設置
	(3) 再調査の結果を踏まえた措置等